

株 主 各 位

宮城県富谷市成田九丁目2番地9
株式会社 カルラ
代表取締役社長 井上善行

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見えない中、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、可能な限り書面(郵送)による議決権行使をお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月24日(火曜日)午後6時までには到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 : 2022年5月25日(水) 午前10時(受付開始 午前9時)
場 所 : 株式会社カルラ本社研修センター
宮城県富谷市成田九丁目2番地9
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

本年もお土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会議の目的事項

- 報告事項
1. 第50期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)計算書類報告の件

- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.re-marumatu.co.jp>) に修正の事項を掲載させていただきます。

株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応のお願い

- 当日は、役員・事務局スタッフはマスクを着用させていただきます。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、日頃の健康状態にご留意いただいた上でご出席ください。特にご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様におかれましては、くれぐれもご無理をなさらず、ご出席の見合わせもご検討ください。
- ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用、会場入り口でのアルコール消毒、検温、換気にご協力をお願いいたします。
- 体温が37.5度以上の方、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りさせていただくことがあります。
- 総会会場においては、間隔を空けた座席配置とするため座席数が大幅に減少する見込みです。つきましては、総会会場の座席が満席となった場合には入場をお断りさせていただくことがございます。

以上、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響にあり、全国各地で緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が繰り返し行われることによって、企業活動及び個人消費は極めて厳しい状況で推移しました。

外食産業におきましても、2021年秋にデルタ株が収束し行動規制が解除され、一時的に回復基調となりましたが、2022年初頭より感染力の強いオミクロン株が急速に拡大し、行政による営業時間や酒類提供の規制などから再び厳しい経営環境となりました。

このような状況の下、当社グループでは、お客様の安全・安心の確保を最重点課題として位置づけ、従業員の検温、マスク着用、アルコール消毒・手洗い、飛沫感染防止、換気等を実施することによって感染防止対策を徹底し、各自自治体にて実施しているコロナ対策認証制度を積極的に取得することで、お客様が安心して来店できる3密を避ける環境作りに取り組んでまいりました。

また、売上が低迷する中、「無駄の撲滅」をキーワードとし、あらゆる角度から経費の見直しを行い、効率的な人員配置やコスト削減に当社グループ一丸となって取り組みました。

店舗につきましては、2021年4月に「まるまつ石巻新橋店」を宮城県石巻市内にオープン、また2021年12月には東北自動車道に「まるまつハイウェイ松川PA上下線」をオープン、当社グループ初となる高速道路パーキングエリアへ出店いたしました。一方、コロナ禍での不採算店舗として7店舗を閉店し、当連結会計年度末における店舗数は、119店舗となっております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は51億99百万円(前年同期比1.8%減)、営業損失は4億10百万円(前年同期は営業損失5億66百万円)、経常損失は99百万円(前年同期は経常損失5億2百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は4億48百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失9億77百万円)となりました。

当社グループは、株主様への利益還元を経営上の重点政策のひとつとして位置づけ、安定した配当の維持を基本方針としております。しかしながら、当連結会計年度の業績に鑑み、期末配当金につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

何卒ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、90,158千円で、その主なものは新規に出店した店舗の設備等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として合計1,400百万円の調達を行い、そのうち新規出店、既存店舗の改装の目的及び新型コロナウイルス感染拡大とその長期化に備えて、金融機関より資本性劣後ローンの実行として1,000百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

期別 項目	第47期 (2019年2月期)	第48期 (2020年2月期)	第49期 (2021年2月期)	第50期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売上高(千円)	7,626,471	7,736,022	5,294,844	5,199,610
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)(千円)	△70,584	△15,636	△977,774	△448,628
1株当たり当期純損失(△)(円)	△11.75	△2.60	△162.76	△74.68
総資産(千円)	6,147,859	5,959,612	5,718,493	5,620,806
純資産(千円)	3,057,723	2,985,536	1,856,460	1,407,520
1株当たり純資産(円)	508.41	495.81	307.06	232.82

② 当社の財産及び損益の状況

期別 項目	第47期 (2019年2月期)	第48期 (2020年2月期)	第49期 (2021年2月期)	第50期 (当事業年度) (2022年2月期)
売上高(千円)	7,607,885	7,718,989	5,276,226	5,151,578
当期純損失(△)(千円)	△74,723	△21,181	△980,005	△459,694
1株当たり当期純損失(△)(円)	△12.44	△3.53	△163.13	△76.52
総資産(千円)	6,017,837	5,822,464	5,572,346	5,449,694
純資産(千円)	2,969,260	2,891,174	1,855,623	1,397,105
1株当たり純資産(円)	494.27	480.74	307.61	231.09

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社ネットワークサービス	8,550千円	100.0%	不動産管理、保険代理店業務
株式会社互理ファーム	4,000千円	20.0%	農産物の生産、販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後につきましても、新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不透明であり、長期化による業績への影響が懸念されており、厳しい状況が続くものと想定いたします。

このような状況の下、当社グループといたしましては、当面の対処すべき課題として以下のとおり認識し、対策に取り組んでおり、企業価値の向上と収益拡大を実現し、復配を含め、株主様のご期待に一日でも早く応えられるよう努力する所存でございます。

①新型コロナウイルス感染症拡大に対する課題

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策（手洗い・アルコール消毒・店内喚起・ソーシャルディスタンス）を徹底し、より多くのお客様に安心・安全な店舗としてご利用いただける環境作りに努力するとともに、テイクアウト商品のメニュー強化を図ってまいります。

②既存店の収益力向上

当社グループの業績回復のためには、既存店の収益力向上が必要不可欠であり、飲食業としての基本であるQ・S・C（品質・サービス・清潔さ）の向上を図り、お客様に喜んでいただける店舗作りを行ってまいります。

③仕入れから商品提供までの体制強化

「食」を提供する産業としてHACCPによる衛生管理体制を強化するとともに、より安全性の高い食材の確保に注力し、また、食材の仕入れ価格の高騰に対応して、原価率の安定を図ってまいります。

④生産性の向上、経費削減について

適切な投下労働時間と、作業の単純化による徹底した生産性の向上に取り組み、また家賃の低減や、高騰するエネルギー費に対応して経費削減を行うことで、儲かる体質を構築してまいります。

⑤財務基盤の強化について

減資による節税、及び補助金適用枠を活用して財務基盤を強化するとともに、金融機関との連携を深め、資金繰りの安定化を継続してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

和風レストラン「まるまつ」のほか、そば処「丸松」、和風料理「寿松庵」、ファミリーダイニング「かに政宗」、丼・定食「らら亭」、とんかつ「かつグルメ」、回転すし店等の経営を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年2月28日現在)

- ① 本 社 宮城県富谷市成田九丁目2番地9
- ② 配送センター 宮城県富谷市成田九丁目2番地8
- ③ 工 場 宮城県富谷市成田九丁目2番地9
- ④ 営 業 店 舗 119店(青森県10店、岩手県15店、秋田県8店、宮城県59店、山形県6店、福島県15店、栃木県6店)

和風ファミリーレストラン「まるまつ」	
西多賀店	宮城/仙台市
幸町店	宮城/仙台市
柳生店	宮城/仙台市
南吉成店	宮城/仙台市
中野店	宮城/仙台市
泉大沢店	宮城/仙台市
新田東店	宮城/仙台市
愛子店	宮城/仙台市
新愛子店	宮城/仙台市
若竹店	宮城/仙台市
南光台店	宮城/仙台市
岩切店	宮城/仙台市
一番町店	宮城/仙台市
荒井店	宮城/仙台市
若林店	宮城/仙台市
六丁の目店	宮城/仙台市
塩釜店	宮城/塩釜市
鹿島川店	宮城/大崎市
古川駅前店	宮城/大崎市
岩沼店	宮城/岩沼市
城南店	宮城/多賀城市
角田店	宮城/角田市
佐沼店	宮城/登米市
矢本店	宮城/東松島市
築館店	宮城/栗原市
若柳店	宮城/栗原市
利原店	宮城/宮城郡
大河店	宮城/柴田郡
富谷店	宮城/富谷市
成田店	宮城/富谷市
亘理店	宮城/亘理郡
中新田店	宮城/加美郡
気仙沼店	宮城/気仙沼市
吉岡店	宮城/黒川郡
小牛田店	宮城/遠田郡
石巻新橋店	宮城/石巻市
鎌田店	福島/福島市
福島中央店	福島/福島市
福島南店	福島/福島市
郡山インター店	福島/郡山市
会津若松店	福島/会津若松市
原町店	福島/南相馬市
いわき泉店	福島/いわき市
いわき鹿島店	福島/いわき市
相馬店	福島/相馬市
須賀川店	福島/須賀川市

和風ファミリーレストラン「まるまつ」	
本宮店	福島/本宮市
猪苗代店	福島/耶麻郡
盛岡西南店	岩手/盛岡市
水沢店	岩手/奥州市
前沢店	岩手/奥州市
北上東店	岩手/北上市
北上店	岩手/北上市
花巻店	岩手/花巻市
北巻店	岩手/北巻市
遠野店	岩手/遠野市
釜石店	岩手/釜石市
宮古店	岩手/宮古市
一関店	岩手/一関市
紫波店	岩手/紫波郡
金ヶ崎店	岩手/胆沢郡
二戸店	岩手/二戸市
成沢店	山形/山形市
新庄店	山形/新庄市
東根店	山形/東根市
南陽店	山形/南陽市
米沢店	山形/米沢市
潟上店	秋田/潟上市
本荘店	秋田/由利本荘市
秋田中央店	秋田/秋田市
大曲店	秋田/大仙市
鷹巣店	秋田/北秋田市
角館店	秋田/仙北市
横手十字店	秋田/横手市
横手中央店	秋田/横手市
浪岡店	青森/青森市
青森東店	青森/青森市
青森南店	青森/青森市
八戸西店	青森/八戸市
十和田店	青森/十和田市
イオン七戸店	青森/上北郡
イオン八戸店	青森/八戸市
青森中央店	青森/青森市
三沢店	青森/三沢市
小山犬塚店	栃木/小山市
壬生店	栃木/下都賀郡
大田原店	栃木/大田原市
真岡店	栃木/真岡市

和風ファミリーレストラン「まるまつ」	
氏家店	栃木/さくら市
「味のまるまつ」	
白石店	宮城/白石市
美石園店	宮城/名取市
茂庭店	宮城/仙台市
井・定食「らら亭」	
鶴寺店	栃木/宇都宮市
定禅寺通り店	宮城/仙台市
寒河江店	山形/寒河江市
モール長町店	宮城/仙台市
イオン泉大沢店	宮城/仙台市
とんかつ「かつグルメ」	
吉成店	宮城/仙台市
泉崎店	宮城/仙台市
利野店	宮城/宮城郡
中府店	宮城/仙台市
そば処「丸松」	
エスパル仙台店	宮城/仙台市
国分町店	宮城/仙台市
空港店	宮城/名取市
エスパル福島店	福島/福島市
十割蕎麦「丸まつ」「丸松」	
石巻店	宮城/石巻市
フェザン盛岡店	岩手/盛岡市
回転すし	
利府店	宮城/宮城郡
その他の	
寿松庵空港店	宮城/名取市
寿松庵本店	宮城/富谷市
かに政宗泉店	宮城/仙台市
かに政宗本町店	宮城/仙台市
かに政宗盛岡店	岩手/盛岡市
スターダスト	宮城/仙台市
まるまつ楽天生命パーク店	宮城/仙台市
しゃぶ政宗鶴ヶ谷店	宮城/仙台市
ピクスター雄飛大宮店	宮城/仙台市
あじまし亭青森空港店	青森/青森市
まるまつイオン(郡山)店	福島/福島市
まるまつイオン(郡山)店	福島/福島市

(7) 従業員の状況（2022年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
262 (452) 名	△1 (△4) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー数は年間の平均人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）を（ ）に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
261 (452) 名	△1 (△1) 名	45.5歳	11.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマー数は年間の平均人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）を（ ）に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年2月28日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	930,000千円
株式会社七十七銀行	910,000
三井住友信託銀行株式会社	350,000
株式会社岩手銀行	240,036
株式会社三菱UFJ銀行	212,750
株式会社三井住友銀行	206,686

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年2月28日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,021,112株 |
| ③ 株主数 | 6,035名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社アセットシステム	2,131,000株	35.47%
井上啓子	363,580株	6.05%
カルラ従業員持株会	201,354株	3.35%
井上修一	180,028株	3.00%
井上純子	139,628株	2.32%
斎藤京子	88,184株	1.47%
井上善行	58,032株	0.97%
菊池公利	42,294株	0.70%
JPモルガン証券株式会社	40,800株	0.68%
イシイ株式会社	26,000株	0.43%

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除した発行済株式の総数により算出しております。
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
3. 井上修一氏は、2022年2月3日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	井上善行	
専務取締役	伊藤真市	管 理 本 部 長
常務取締役	佐藤秀幸	営 業 本 部 長
取 締 役	斎藤京子	お 客 様 相 談 室 長
取 締 役	菊池公利	商 品 本 部 長
取 締 役	花館達	花館公認会計士事務所所長
取 締 役	齋藤信一	有限会社齋藤経営代表取締役
常勤監査役	白石廣行	
監 査 役	永山勝教	
監 査 役	服部耕三	勅使河原協同法律事務所弁護士 株式会社バイタルネット社外監査役 株式会社サトー商会取締役監査等委員 服部コーヒーフーズ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役花館達氏及び取締役齋藤信一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役花館達氏及び監査役服部耕三氏を東京証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。
3. 監査役永山勝教氏及び監査役服部耕三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 代表取締役会長井上修一氏は、2022年2月3日をもって逝去により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、株式会社ネットワークサービス取締役でありました。

② 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	63,814千円 (1,674千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	7,326千円 (3,924千円)
合 計	11名 (4名)	71,140千円 (5,598千円)

- (注) 1. 取締役のうち、使用人兼務取締役に該当するものではありません。
2. 取締役の報酬限度額は、2004年5月28日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2005年5月28日開催の定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名(うち、社外監査役1名)です。
4. 取締役の報酬については、当該報酬限度額の範囲内で、取締役に関する社会的動向、当社の業績、社員給与とのバランス等を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じた額を支給することを原則とし、取締役会で委任を受けた代表取締役社長井上善行氏に一任して決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。この際、取締役会においては、報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、社外役員の意見を聴取し、当社の役員報酬制度のあり方等について検討を行っております。当社の取締役の報酬については固定報酬のみで、取締役に報酬を与える時期は、月次であります。
- 以上のような取締役の個人別の報酬等の決定方針については、取締役会で決定しております。
- また、その際に、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容についても、当該方針に基づいて支給されていることを取締役会で確認しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼 職 先 ・ 兼 職 の 内 容
取締役 花 館 達	花 館 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長
取締役 齋 藤 信 一	有 限 会 社 齋 藤 経 営 代 表 取 締 役
監査役 永 山 勝 教	
監査役 服 部 耕 三	勅 使 河 原 協 同 法 律 事 務 所 弁 護 士 株 式 会 社 バ イ タ ル ネ ッ ト 社 外 監 査 役 株 式 会 社 サ ト ー 商 会 取 締 役 監 査 等 委 員 役 服 部 コ ー ヒ ー フ ーズ 株 式 会 社 社 外 監 査 役

- (注) 1. 当社と花館公認会計士事務所との間では取引はございません。
2. 当社と有限会社齋藤経営との間では取引はございません。
3. 当社と勅使河原協同法律事務所との間では取引はございません。
4. 当社と株式会社バイタルネットとの間では取引はございません。
5. 当社と株式会社サトー商会との間では取引はございません。
6. 当社と服部コーヒーフーズ株式会社との間では商品購入等の取引がございます。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 花 館 達	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、社外取締役として、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。
取締役 齋 藤 信 一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、社外取締役として、税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。
監査役 永 山 勝 教	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席し、取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、金融・経営に関する豊富な知識と経験に基づいた発言を行っております。また、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役、業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。
監査役 服 部 耕 三	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会14回のうち13回に出席し、取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、弁護士としての豊富な知識と経験に基づいた発言を行っております。また、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役、業務執行役員との意見交換の場において、有益な意見具申を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人ハイビスカス
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,050千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,050千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正性を確保するための体制」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念である「飲食を通じての社会貢献」に則した企業行動をとり、代表取締役がその精神を役職者をはじめグループ会社全使用人に、継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理遵守の企業活動を行う。

監査役及び内部監査部門は連携し、「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」に定める方法により、本部及び店舗の所管する業務について、そのコンプライアンス管理の実行状況を監査する。また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、内部通報制度により、それを告発しても、当該使用人に対して不利益な扱いをしない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書取扱規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

災害・食中毒・犯罪・システム障害に係るリスクについて、想定する事態毎にその対応と体制を「災害時緊急対応マニュアル」に定め、リスクの発生に備える。

監査役及び内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

3事業年度を期間とする中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標を設定し、各部門を担当する取締役は、その実施すべき具体的な施策及び権限を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。各部門長は、職務分掌及び権限を定めた社内規程に基づき、効率的な職務の執行を行う。内部監査部門は業務の監査を行い、内部統制の有効性と妥当性を検証する。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。コンプライアンス委員会及びリスクに関する規程により、当社グループ全体のリスクの把握、管理及び法令違反行為、不正行為の監視等を行う。内部監査部門は、当社グループが効率的な業務遂行を行っているかどうか監視を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、管理スタッフを監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役より意見を求めることができる。当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告する。また、内部監査の結果について、内部監査部門から直接報告を受けることができる。監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を当社及び子会社の社員等に求めることができる。

⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社員等からの監査役への通報については、公益通報処理規程に準じて取扱い、当該通報者に対する不当な取扱いを禁止する。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の支払等を請求したときは担当部門において必要でないと証明した場合を除き、速やかに処理しなければならない。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。また、常勤監査役に経営会議をはじめとする社内の主要な会議の開催を通知し、その出席及び発言の機会を妨げないものとする。

(6) 業務の適正を確保するための当期における主な取り組み

- ① 当社及びグループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。
- ② 取締役会を14回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経営業績の分析・対策を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ③ 監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ④ コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、グループ役職員を対象とした研修を定期的を実施しました。
- ⑤ 情報セキュリティ対策として、文書やデータの管理・廃棄方法の更なる厳格化を図りました。
- ⑥ 「財務報告に係る内部統制に関する実施計画」に基づき、内部統制評価を実施しました。
- ⑦ 内部監査基本計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

(7) 反社会的勢力を排除するための体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に関しては、取引先も含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当な介入等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応しております。

(8) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

[備考]

1. 本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,687,254	流 動 負 債	1,407,890
現金及び預金	1,303,508	買掛金	108,103
売掛金	53,877	一年内返済予定長期借入金	941,129
商品及び製品	136,942	未払金	67,703
原材料及び貯蔵品	19,749	未払費用	167,138
前払費用	63,266	未払法人税等	43,071
その他	109,910	未払消費税等	32,720
固 定 資 産	3,933,552	預り金	5,136
有 形 固 定 資 産	3,181,117	賞与引当金	19,760
建物及び構築物	1,064,683	ポイント引当金	13,139
機械装置及び運搬具	22,997	資産除去債務	2,240
工具、器具及び備品	62,116	その他	7,746
土地	2,031,319	固 定 負 債	2,805,395
無 形 固 定 資 産	119,290	長期借入金	2,546,275
借地権	98,125	長期預り敷金保証金	72,104
その他	21,165	資産除去債務	161,974
投 資 そ の 他 の 資 産	633,144	その他	25,040
投資有価証券	283	負 債 合 計	4,213,286
出資金	505	純 資 産 の 部	
長期貸付金	68,890	株 主 資 本	1,398,646
敷金及び保証金	554,773	資本金	50,000
長期前払費用	15,458	資本剰余金	2,165,215
その他	17,800	利益剰余金	△786,952
貸倒引当金	△24,566	自己株式	△29,615
資 産 合 計	5,620,806	新 株 予 約 権	8,874
		純 資 産 合 計	1,407,520
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,620,806

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,199,610
売 上 原 価		1,592,689
売 上 総 利 益		3,606,920
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,017,024
営 業 損 失		410,104
営 業 外 収 益		407,759
受 取 利 息	2,305	
協 賛 金 収 入	10,058	
受 取 賃 貸 料 入 益	71,732	
助 成 金 収 入	301,881	
そ の 他	21,781	
営 業 外 費 用		96,916
支 払 利 息 用 他 損 失	26,129	
賃 貸 費 用 他 損 失	60,794	
そ の 他 損 失	9,992	
特 別 利 益		99,260
特 別 利 益		1,059
固 定 資 産 売 却 益	549	
新 株 予 約 権 戻 入 益	510	
特 別 損 失		260,818
店 舗 閉 鎖 損 失	1,146	
減 損 損 失	258,871	
固 定 資 産 除 却 損 失	800	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		359,019
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	43,061	
法 人 税 等 調 整 額	46,385	89,446
当 期 純 損 失		448,466
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		162
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		448,628

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年3月1日残高	1,238,984	973,559	△338,324	△29,615	1,844,604
連結会計年度中の変動額					
減 資	△1,188,984	1,188,984			-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		2,670			2,670
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△448,628		△448,628
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	△1,188,984	1,191,655	△448,628	-	△445,957
2022年2月28日残高	50,000	2,165,215	△786,952	△29,615	1,398,646

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2021年3月1日残高	7,697	4,158	1,856,460
連結会計年度中の変動額			
減 資			-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			2,670
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△448,628
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,176	△4,158	△2,982
連結会計年度中の変動額合計	1,176	△4,158	△448,939
2022年2月28日残高	8,874	-	1,407,520

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称 2社 株式会社ネットワークサービス
株式会社亘理ファーム

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社亘理ファームの決算日は、11月30日であります。連結計算書類の作成にあたりましては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・市場価格のないもの：移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産

・製 品：総平均法による原価法によっております。

・商 品：最終仕入原価法による原価法によっております。

・原材料及び貯蔵品：最終仕入原価法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

・1998年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

・1998年4月1日から2007年3月31日までに取得したもの

旧定額法によっております。

・2007年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

・2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

・2007年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ・2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物
定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内の利用可能期間（5年）、借地権（事業用定期借地権）については契約期間にわたり償却しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金…… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

ハ. ポイント引当金…… 会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

固定資産	3,933,552千円
減損損失	258,871千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、2期連続で営業損益の実績がマイナスとなった場合、店舗固定資産の時価が著しく下落した場合又は閉店の意思決定を行った場合等に減損の兆候があるものと判定しております。兆候が識別された店舗に関して、店舗予算を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積り、減損損失の認識が必要と判断した店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損損失を計上することとしております。

減損損失の認識の要否判定において使用する将来キャッシュ・フローの見積りには、売上高成長率、売上原価率、人件費率及び新型コロナウイルス感染症の収束時期等の主要な仮定が含まれております。

なお、新型コロナウイルス感染症については、今後の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況にありますが、感染拡大の影響が少なくとも一定期間続くものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた主要な仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の会計上の見積りに影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,939,505千円

(2) 担保に供している資産

建物及び構築物 262,225千円

土 地 1,510,605

計 1,772,831千円

(上記に対応する債務)

一年内返済予定長期借入金 320,000千円

長期借入金 590,000

計 910,000千円

(3) コミットメントライン契約

当社は、今後の事業展開における資金需要に対し、安定的かつ機動的な資金調達を行うため、主要金融機関6行とコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額 1,000百万円

借入実行残高 一百万円

計 1,000百万円

(4) 財務制限条項

当連結会計年度の借入金の一部には、主に利益維持条項等といった一定の財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触する借入金はございません。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

連結会計年度末日の発行済株式の総数 普通株式 6,021,112株

(2) 自己株式に関する事項

連結会計年度末日の自己株式数 13,756株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、原則として買掛金や未払金等の支払いに必要な運転資金及び設備投資資金は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の範囲内で賄う方針であります。不足する場合につき、事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

敷金・保証金、長期貸付金は、主に店舗の賃貸借契約に対するものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に固定金利による調達により、金利の変動リスクを抑制しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高管理を行い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金・保証金、長期貸付金は、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、不要な借入は行わず借入金を圧縮することを基本とした上で、金利動向をふまえ、ペナルティの発生しない金利更改時にあわせて期限前償還等の対応を取ることにしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行することができなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を適正な範囲に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	1,303,508	1,303,508	—
② 売掛金	53,877	53,877	—
③ 敷金及び保証金	554,773	555,033	259
④ 長期貸付金 (*1)	100,188	—	—
貸倒引当金 (*2)	△24,566	—	—
	75,622	79,227	3,605
資 産 計	1,987,782	1,991,646	3,864
① 買掛金	108,103	108,103	—
② 長期借入金 (*3)	3,487,404	3,428,264	△59,139
負 債 計	3,595,507	3,536,367	△59,139

(*1) 1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 敷金及び保証金、④ 長期貸付金

これらはその将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間等に近似する国債の利回り等で割り引いた現在価値を基に算定しております。

負 債

① 買掛金

買掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,303,508	—	—	—
売掛金	53,877	—	—	—
敷金及び保証金	292,479	122,832	73,959	65,502
長期貸付金(*1)	31,298	60,523	6,514	1,852
合 計	1,681,164	183,356	80,473	67,355

(*1)1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金(*1)	941,129	708,863	521,856	196,164	77,812	1,041,580

(*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 232円82銭

(2) 1株当たり当期純損失 74円68銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年12月13日開催の取締役会決議に基づき、2022年3月1日付で当社の連結子会社である株式会社ネットワークサービスを吸収合併しております。

1. 取引の概要

(1) 被合併企業の名称及びその事業の内容

被合併企業の名称	株式会社ネットワークサービス
事業の内容	不動産業

(2) 企業結合日

2022年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社ネットワークサービスを消滅会社とする吸収合併

※本合併は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併、株式会社ネットワークサービスにおいては会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併に該当するため、いずれも合併契約承認の株主総会は開催しておりません。

(4) 結合後企業の名称

株式会社カルラ

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループにおいて、株式会社ネットワークサービスは不動産部門を取り扱っておりますが、経営資源の集中による一層の経営の効率化を図るため、吸収合併することといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は0.20%～2.05%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	148,851千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	1,951
見積りの変更による増加額	14,907
資産除去債務の履行による減少額	<u>1,495</u>
期末残高	<u>164,215千円</u>

貸 借 対 照 表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,615,058	流 動 負 債	1,374,697
現金及び預金	1,221,221	買掛金	110,851
売掛金	53,868	一年内返済予定長期借入金	934,187
商品及び製品	136,942	未払金	18,831
原材料及び貯蔵品	18,782	未払費用	165,007
前払費用	62,315	未払法人税等	36,814
その他	121,926	未払消費税等	29,249
固 定 資 産	3,834,636	預り金	4,420
有形固定資産	3,093,665	賞与引当金	19,600
建物	998,694	ポイント引当金	13,139
構築物	34,964	資産除去債務	2,240
機械及び装置	9,859	その他	40,355
車両運搬具	12,682	固 定 負 債	2,677,891
工具器具及び備品	41,995	長期借入金	2,474,827
土地	1,995,469	長期預り敷金保証金	25,074
無形固定資産	61,758	資産除去債務	154,718
借地権	40,683	その他	23,271
その他	21,075	負 債 合 計	4,052,589
投資その他の資産	679,212	純 資 産 の 部	
投資有価証券	283	株 主 資 本	1,388,231
出資金	495	資本金	50,000
関係会社株式	10,450	資本剰余金	2,162,544
長期貸付金	68,890	その他資本剰余金	2,162,544
関係会社長期貸付金	40,360	利益剰余金	△794,697
敷金及び保証金	550,041	利益準備金	18,848
長期前払費用	15,458	その他利益剰余金	△813,546
その他	17,800	別途積立金	66,500
貸倒引当金	△24,566	繰越利益剰余金	△880,046
資 産 合 計	5,449,694	自己株式	△29,615
		新 株 予 約 権	8,874
		純 資 産 合 計	1,397,105
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,449,694

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,151,578
売 上 原 価		1,582,673
売 上 総 利 益		3,568,904
販売費及び一般管理費		3,993,205
営 業 損 失		424,300
営 業 外 収 益		393,487
受 取 利 息	2,892	
協 賛 金 収 入	10,058	
受 取 賃 貸 料	57,425	
助 成 金 収 入	301,881	
そ の 他	21,229	
営 業 外 費 用		87,773
支 払 利 息	26,021	
賃 貸 費 用	51,806	
そ の 他	9,945	
経 常 損 失		118,586
特 別 利 益		1,059
固 定 資 産 売 却 益	549	
新 株 予 約 権 戻 入 益	510	
特 別 損 失		260,818
店 舗 閉 鎖 損 失	1,146	
減 損 損 失	258,871	
固 定 資 産 除 却 損	800	
税 引 前 当 期 純 損 失		378,344
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	35,679	
法 人 税 等 調 整 額	45,670	81,349
当 期 純 損 失		459,694

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金	
2021年3月1日残高	1,238,984	973,559	-	973,559	18,848	66,500	△420,351
事業年度中の変動額							
減 資	△1,188,984	△973,559	2,162,544	1,188,984			
当期純損失(△)				-			△459,694
<small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)</small>				-			
事業年度中の変動額合計	△1,188,984	△973,559	2,162,544	1,188,984	-	-	△459,694
2022年2月28日残高	50,000	-	2,162,544	2,162,544	18,848	66,500	△880,046

	株主資本			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
	利益剰余金 合計				
2021年3月1日残高	△335,003	△29,615	1,847,926	7,697	1,855,623
事業年度中の変動額					
減 資	-		-		-
当期純損失(△)	△459,694		△459,694		△459,694
<small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)</small>	-		-	1,176	1,176
事業年度中の変動額合計	△459,694	-	△459,694	1,176	△458,518
2022年2月28日残高	△794,697	△29,615	1,388,231	8,874	1,397,105

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

② その他有価証券

・市場価格のないもの：移動平均法による原価法によっております。

③ たな卸資産

・製 品：総平均法による原価法によっております。

・商 品：最終仕入原価法による原価法によっております。

・原材料及び貯蔵品：最終仕入原価法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

・1998年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

・1998年4月1日から2007年3月31までに取得したもの

旧定額法によっております。

・2007年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

・2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

・2007年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

・2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内の利用可能期間（5年）にわたり償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。
- ③ ポイント引当金…… 会員に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産	3,834,636千円
減損損失	258,871千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

【連結注記表】3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,798,105千円

(2) 担保に供している資産

建 物	262,225千円
土 地	1,510,605
計	1,772,831千円

(上記に対応する債務)

一年内返済予定長期借入金	320,000千円
長期借入金	590,000
計	910,000千円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社亘理ファーム 85,876千円

(4) 関係会社に対する金銭債務

買掛金 3,644千円

(5) 取締役に対する金銭債務

長期未払金 10,400千円

(6) コミットメントライン契約

当社は、今後の事業展開における資金需要に対し、安定的かつ機動的な資金調達を行うため、主要金融機関6行とコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額 1,000百万円

借入実行残高 ー百万円

借入未実行残高 1,000百万円

(7) 財務制限条項

当事業年度の借入金の一部には、主に利益維持条項等といった一定の財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触する借入金はございません。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額 59,686千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	13,756	—	—	13,756

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

賞与引当金	7,655
ポイント引当金	4,412
減損損失	278,589
資産除去債務	52,707
貸倒引当金	8,249
長期未払金(役員退職慰労金否認)	3,492
繰越欠損金	264,512
その他	4,631
計	624,250千円
評価性引当額	624,250千円
繰延税金資産合計	—千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	4,296千円
その他	5,908千円
繰延税金負債合計	10,205千円
繰延税金資産の純額	△10,205千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失となっておりますので記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 減損損失に関する注記

当事業年度において当社は、以下の減損損失を計上しております。

店舗名	種類	金額
営業店舗(53店舗)	建物、構築物、及び工具、器具及び備品	258,871千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングし減損損失の認識を行っております。その結果、撤退の意思決定がなされた店舗及び収益性が著しく低下した店舗について、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	231円09銭
(2) 1株当たり当期純損失	76円52銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

【連結注記表】9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

株式会社カルラ
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
札幌事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 堀 俊 介
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 御 器 理 人
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カルラの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カルラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

株式会社カルラ
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
札幌事務所

指 定 社 員 公認会計士 堀 俊 介
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 御 器 理 人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カルラの2021年3月1日から2022年2月28日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスクスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスクスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月18日

株式会社カルラ 監査役会

常勤監査役 白石 廣 行 ㊟

社外監査役 永山 勝 教 ㊟

社外監査役 服部 耕 三 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額880,046,021円を計上しております。つきましては、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として会社法第448条第1項及び会社法第452条の規定に基づき、利益準備金、別途積立金の全額及びその他資本剰余金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金へ振り替えを行うものであります。

1. 減少する利益準備金に関する事項

(1) 減少する準備金の項目とその額

利益準備金	18,848,500円
-------	-------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	18,848,500円
---------	-------------

(3) 利益準備金の減少が効力を生ずる日

2022年5月31日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	66,500,000円
-------	-------------

その他資本剰余金	794,697,521円
----------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	861,197,521円
---------	--------------

(3) 剰余金の処分の効力を生ずる日

2022年5月31日

なお、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
<p>(参考書類等のインターネット開示) <u>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置) <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする</u>ことができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1. <u>変更前定款第15条の規定の削除及び変更後定款第15条の規定の新設は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>施行日から次の定めを有するものとする。当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> <u>なお、本定めは、施行日から6ヵ月を経過した日、もしくは施行日から6ヵ月以内に開催する最後の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。</u></p> <p>3. <u>本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任取締役2名を含め、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	井上善行 (1958年8月15日)	1988年10月 当社入社 1989年4月 同取締役 2002年9月 同常務取締役社長室長 2006年5月 同専務取締役能力開発担当 2010年5月 同専務取締役営業企画担当 2011年5月 同専務取締役専門店営業部担当 2012年12月 同専務取締役企画本部担当 2013年5月 同代表取締役社長(現任)	58,032株
2	伊藤真市 (1959年4月2日)	2004年5月 当社入社 2004年8月 同総務部長 2007年5月 同執行役員総務部長 2009年5月 同取締役管理本部担当 2013年5月 同常務取締役管理本部担当 2015年5月 同常務取締役営業本部担当 2017年3月 同常務取締役管理本部長 2017年5月 同専務取締役管理本部長 2018年3月 同専務取締役経営企画室長 2019年3月 同専務取締役管理本部長(現任)	20,000株
3	佐藤秀幸 (1960年8月24日)	1991年2月 当社入社 2009年5月 株式会社ネットワークサービス代表取締役社長就任 2014年5月 当社取締役営業本部長 2016年5月 同取締役退任 2020年5月 同常務取締役営業本部長(現任)	1,120株
4	菊池公利 (1956年1月5日)	1978年7月 当社入社 2007年2月 同執行役員供給本部長 2008年7月 同執行役員商品開発室長 2016年5月 同取締役商品供給本部長 2018年3月 同取締役営業本部長 2019年3月 同取締役商品本部長(現任)	42,294株
5	井上純子 (1967年11月16日)	2013年10月 株式会社アセットシステム代表取締役社長就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アセットシステム 代表取締役社長	139,628株

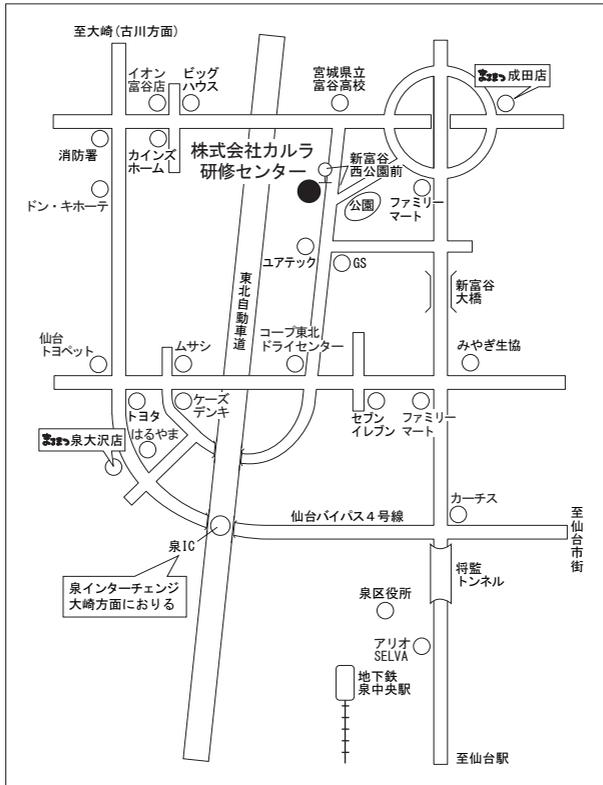
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
6	はな だて いたる 花 館 達 (1963年8月6日)	1990年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1994年3月 公認会計士登録 2007年12月 同退社 2008年1月 花館公認会計士事務所設立 所長(現任) 2010年5月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 花館公認会計士事務所所長	—
7	さい とう しん いち 齋 藤 信 一 (1941年10月10日)	1981年12月 税理士試験合格 1982年4月 齋藤信一税理士事務所 開設 1983年10月 有限会社齋藤経営設立 代表取締役就任(現任) 2003年5月 行政書士登録 2018年5月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 有限会社齋藤経営 代表取締役	400株
8	せき まさ ひろ 関 昌 弘 (1954年2月3日)	1976年4月 野村證券株式会社入社 1992年11月 同社豊橋支店長 2000年6月 同社公開引受部長 2002年12月 同社名古屋金融マネジメント部長 2005年4月 野村インバスター・リレーションズ株式会社執行役 2019年4月 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事	—

- (注) 1. 各候補者と、当社との特別の利害関係はありません。
2. 新任取締役候補者井上純子氏は、本年2月に逝去した代表取締役会長井上修一氏の長女で、代表取締役社長井上善行氏の配偶者であります。
また、株式会社アセットシステムの取締役を兼務しており、同社は当社の主要株主であります。
3. 花館達氏、齋藤信一氏、関昌弘氏は、社外取締役の候補者であります。
花館達氏は、公認会計士の資格を有しており、会計及び財務に関する相当程度の知識と豊富な経験を有していることから、財務全般に関する助言等を頂くことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって12年となります。
齋藤信一氏は、税理士として長く活躍されており、税務に関する豊富な経験と見識を有しており、また会社経営者として経営全般に関する助言等を頂くことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
関昌弘氏は、金融・証券に関する専門的な経験と知識を有していることから、当社の成長戦略に有益な助言等を頂くことを期待したため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、取締役花館達氏及び取締役関昌弘氏を、東京証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：株式会社カルラ本社研修センター
宮城県富谷市成田九丁目2番地9



- お車の場合
東北自動車道泉ICから約5分
仙台駅から(11キロ)約25分
- 電車の場合
仙台駅⇒泉中央駅 地下鉄にて約15分
泉中央駅⇒カルラ本社 バスにて約20分／タクシーにて約10分
- 地下鉄泉中央駅からバスに乗る場合
宮城交通5番バス乗り場(バス時刻 午前9時10分)
新富谷ガーデンシティ行きバス 新富谷西公園前下車